仙台市環境影響評価条例施行規則（平成一一年規則第六号）新旧対照表

<table>
<tr><th>現行</th><th>改正後（案）</th></tr>
<tr><td>
第一条　この規則は、仙台市環境影響評価条例（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
第二条～第五十三条（略）
附則（略）
別表第一（第三条関係）
<table>
<tr><th>事業の種類</th><th>事業の内容</th><th>地域</th><th>対象事業の要件</th></tr>
<tr><td colspan="4">【略】</td></tr>
<tr><td>六　条例第二条第三項第六号に掲げる事業の種類</td><td>エ　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第三十八条に規定する事業用電気工作物＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿であって、風力を原動力とする発電用のもの（以下「風力発電所」という。）の設置</td><td colspan="2">【略】</td></tr>
<tr><td colspan="4">オ　【略】</td></tr>
<tr><td colspan="4">【新設】</td></tr>
</table>
</td><td>
第一条　この規則は、仙台市環境影響評価条例（平成十年仙台市条例第四十四号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
第二条～第五十三条（略）
附則（略）
別表第一（第三条関係）
<table>
<tr><th>事業の種類</th><th>事業の内容</th><th>地域</th><th>対象事業の要件</th></tr>
<tr><td colspan="4">【略】</td></tr>
<tr><td>六　条例第二条第三項第六号に掲げる事業の種類</td><td>エ　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第三十八条に規定する事業用電気工作物（以下「事業用電気工作物」という。）であって、風力を原動力とする発電用のもの（以下「風力発電所」という。）の設置</td><td colspan="2">【略】</td></tr>
<tr><td colspan="4">オ　【略】</td></tr>
<tr><td rowspan="3">カ　事業用電気工作物であって、水力を原動力とする発電用のもの（以下「水力発電所」という。）の設置</td><td rowspan="2">全地域</td><td>水力発電所の出力が一万五千キロワット以上であるもの</td></tr>
<tr><td>A地域</td><td>水力発電所の出力が七千五百キロワット以上であるもの</td></tr>
<tr><td>B地域</td><td>水力発電所の出力が三千七百五十キロワット以上であるもの</td></tr>
<tr><td rowspan="3">キ　水力発電所の変更</td><td>全地域</td><td>水力発電所の出力が一万五千キロワット以上増加することとなるもの</td></tr>
<tr><td>A地域</td><td>水力発電所の出力が七千五百キロワット以上増加することとなるもの</td></tr>
<tr><td>B地域</td><td>水力発電所の出力が三千七百五十キロワット以上増加することとなるもの</td></tr>
<tr><td>ク　事業用電気工作物であって、火力を原動力とする発電用のもの（以下「火力発電所」という。）の設置</td><td>全地域</td><td>火力発電所の出力が三万キロワット以上であるもの</td></tr>
<tr><td>ケ　火力発電所の変更</td><td>全地域</td><td>火力発電所の出力が三万キロワット以上増加することとなるもの</td></tr>
<tr><td rowspan="3">コ　事業用電気工作物であって、地熱を原動力とする発電用のもの（以下「地熱発電所」という。）の設置</td><td>全地域</td><td>地熱発電所の出力が五千キロワット以上であるもの</td></tr>
<tr><td>A地域</td><td>地熱発電所の出力が二千五百キロワット以上であるもの</td></tr>
<tr><td>B地域</td><td>地熱発電所の出力が千二百五十キロワット以上であるもの</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

		【新設】
【略】		

サ　地熱発電所の変更	全地域	地熱発電所の出力が五千キロワット以上増加することとなるもの
	A地域	地熱発電所の出力が二千五百キロワット以上増加することとなるもの
	B地域	地熱発電所の出力が千二百五十キロワット以上増加することとなるもの
シ　事業用電気工作物であって、太陽光を電気に変換する発電用のもの（以下「太陽光発電所」という。）の設置	全地域	太陽光発電所の敷地面積が二十ヘクタール以上であるもの
	A地域	太陽光発電所の敷地面積が十ヘクタール以上であるもの
	B地域	太陽光発電所の敷地面積が五ヘクタール以上であるもの
ス　太陽光発電所の変更	全地域	太陽光発電所の敷地面積が二十ヘクタール以上増加することとなるもの
	A地域	太陽光発電所の敷地面積が十ヘクタール以上増加することとなるもの
	B地域	太陽光発電所の敷地面積が五ヘクタール以上増加することとなるもの
【略】		

別表第二（第十五条関係）

対象事業の区分	準備書の提出の時期
一～三　【略】	
四　別表第一の二の項のアからエまでの内容を有する事業	ア～オ　【略】 カ　土地改良法第七条第一項、第四十八条第一項(同法第八十四条において準用する場合を含む。)、第七十七条第二項、第九十五条第一項若しくは第九十五条の二第一項の認可の申請の日、同法第八十七条第一項、第八十七条の二第一項若しくは第九十六条の二第一項の土地改良事業計画を定める日又は同法第九十六条の三第一項の＿＿＿＿＿土地改良事業計画を変更し、若しくは廃止する日
五～十二　【略】	
十三　別表第一の六の項のエ及びオの内容を有する事業	ア　電気事業法第四十七条第一項若しくは第二項の認可の申請又は同法第四十八条第一項の規定による届出の日 イ　建築基準法第八十八条第一項において準用する同法第六条第一項（同法第六条の三第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の確認（同法第六条の二第一項の規定により確認とみなされる場合を含む。）の申請又は同法第十八条第二項の規定による通知の日 ウ　宅地造成等規正法第八条第一項本文の許可の申請又は同法第十一条の協議の日
【新設】	

別表第二（第十五条関係）

対象事業の区分	準備書の提出の時期
一～三　【略】	
四　別表第一の二の項のアからエまでの内容を有する事業	ア～オ　【略】 カ　土地改良法第七条第一項、第四十八条第一項(同法第八十四条において準用する場合を含む。)、第七十七条第二項、第九十五条第一項若しくは第九十五条の二第一項の認可の申請の日、同法第八十七条第一項、第八十七条の二第一項若しくは第九十六条の二第一項の土地改良事業計画を定める日又は同法第九十六条の三第一項の規定により土地改良事業計画を変更し、若しくは廃止する日
五～十二　【略】	
十三　別表第一の六の項のエ及びオの内容を有する事業	ア　電気事業法第四十七条第一項若しくは第二項の認可の申請又は同法第四十八条第一項の規定による届出の日 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ イ　宅地造成等規正法第八条第一項本文の許可の申請又は同法第十一条の協議の日
十四　別表第一の六の項のカ及びキの内容を有する事業	ア　電気事業法第四十七条第一項若しくは第二項の認可の申請又は同法第四十八条第一項の規定による届出の日 イ　建築基準法第六条第一項（同法第六条の四第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の確認（同

【新設】	法第六条の二第一項の規定により確認とみなされる場合を含む。）の申請又は同法第十八条第二項の規定による通知の日 ウ　都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の許可の申請の日 エ　宅地造成等規正法第八条第一項本文の許可の申請又は同法第十一条の協議の日 オ　特定多目的ダム法第四条第一項の基本計画の作成の日 カ　河川法第二十六条第一項の許可の申請、同法第七十九条第一項の認可の申請又は同法第七十九条第二項若しくは第九十五条の規定による協議の日 キ　土地改良法第七条第一項、第四十八条第一項(同法第八十四条において準用する場合を含む。)、第七十七条第二項、第九十五条第一項若しくは第九十五条の二第一項の認可の申請の日、同法第八十七条第一項、第八十七条の二第一項若しくは第九十六条の二第一項の土地改良事業計画を定める日又は同法第九十六条の三第一項の規定により土地改良事業計画を変更し、若しくは廃止する日
	十五　別表第一の六の項のク及びケの内容を有する事業 ア　電気事業法第四十七条第一項若しくは第二項の認可の申請又は同法第四十八条第一項の規定による届出の日 イ　工場立地法第六条第一項又は第八条第一項の規定による届出の日 ウ　建築基準法第六条第一項（同法第六条の四第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の確認（同法第六条の二第一項の規定により確認とみなされる場合を含む。）の申請又は同法第十八条第二項の規定による通知の日 エ　都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の許可の申請の日 オ　宅地造成等規正法第八条第一項本文の許可の申請又は同法第十一条の協議の日
	十六　別表第一の六の項のコ及びサの内容を有する事業 ア　電気事業法第四十七条第一項若しくは第二項の認可の申請又は同法第四十八条第一項の規定による届出の日 イ　建築基準法第六条第一項（同法第六条の四第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の確認（同法第六条の二第一項の規定により確認とみなされる場合を含む。）の申請又は同法第十八条第二項の規定による通知の日 ウ　都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の許可の申請の日 エ　宅地造成等規正法第八条第一項本文の許可の申請又は同法第十一条の協議の日 オ　温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）第三条第一項、第七条の二第一項又は第十一条第一項の許可の申請の日
	十七　別表第一の六の項のシ及びスの内容を有する事業 ア　電気事業法第四十七条第一項若しくは第二項の認可の申請又は同法第四十八条第一項の規定による届出の日 イ　宅地造成等規制法第八条第一項本文の許可の申請又は同法第十一条の協議の日
十四～三十五　【略】	十八～三十九　【略】
別表第三（第三十条関係）	別表第三（第三十条関係）

対象事業の区分	手続を経ることを要しない修正の要件
一～十三【略】	
【新設】	
十四～三十六　【略】	

対象事業の区分	手続を経ることを要しない修正の要件
一～十三【略】	
十四　別表第一の六の項のカ及びキの内容を有する事業	ア　水力発電所の出力が十パーセント以上増加しないこと イ　新たに貯水区域又は湛（たん）水区域となる部分の面積が修正前の貯水面積又は湛（たん）水面積の十パーセント未満であり、かつ、五ヘクタール未満であること ウ　新たに土地の形状を変更することとなる部分の面積が修正前の土地の形状を変更する面積の十パーセント未満であり、かつ、五ヘクタール未満であること
十五　別表第一の六の項のク及びケの内容を有する事業	ア　火力発電所の出力が十パーセント以上増加しないこと イ　修正前の対象事業が実施されるべき区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業が実施されるべき区域とならないこと
十六　別表第一の六の項のコ及びサの内容を有する事業	ア　地熱発電所の出力が十パーセント以上増加しないこと イ　修正前の対象事業が実施されるべき区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業が実施されるべき区域とならないこと
十七　別表第一の六の項のシ及びスの内容を有する事業	新たに敷地となる部分の面積が修正前の敷地の面積の十パーセント未満であり、かつ、五ヘクタール未満であること
十八～四十　【略】	

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成二十八年五月一日から施行する。ただし、第一条の改正規定及び別表第二の十三の項のイを削り、同項のウを同項のイとする改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行により新たに仙台市環境影響評価条例（平成十年仙台市条例第四十四号。以下「条例」という。）第二条第三項に規定する対象事業となる事業（以下「新規対象事業」という。）であって、次に掲げるもの（この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後その内容を変更せず、又は事業規模を縮小し、若しくは仙台市環境影響評価条例施行規則（以下「規則」という。）第三十八条第一項において読み替えて準用する規則第三十条第一項若しくは第二項に規定する修正のみをして実施されるものに限る。）については、条例第三章から第六章までの規定は、適用しない。ただし、施行日から起算して五年を超えて当該新規対象事業に係る工事に着手する場合は、この限りでない。

一　施行日前に杜の都の風土を守る土地利用調整条例（平成十六年仙台市条例第二号）第十一条第一項の開発事業計画書を提出した事業

二　施行日前に規則第十五条に規定する準備書の提出の時期を経過した事業

三　施行日前に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項第一号の補助金若しくは同項第二号に規定する負担金、補助金等交付規則（昭和五十一年宮城県規則第三十六号）第二条第一号の補助金若しくは同項第三号に規定する負担金又は仙台市補助金等交付規則（昭和五十五年仙台市規則第三十号）第二条第一号の補助金等（補助金又は負担金に限る。）の交付の決定がなされた事業

3　前項本文に規定する事業を実施しようとする者は、当該事業について、条例第三章から第六章までの規定の例による環境影響評価に関する手続を行うことができる。